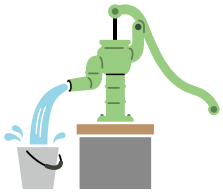
災害時、井戸水の提供にご協力をお願いします

地震などの大規模災害発生時、水道施設や設備の破損により断水が生じる場合があります。そんなときにトイレや洗濯などに使用する生活用水を確保するため、市内の個人や事業所が所有する井戸を「災害時協力井戸」として登録していただいています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

市HP



問 防災危機管理課危機管理係　☎ 575-1197

井戸を所有する皆さま

以下の要件をご確認いただき、災害時協力井戸登録のご協力をお願いします。

【登録要件】

①市内に所在する井戸であって、継続的に使用可能なものであること
②災害時に無償で井戸水を提供できること
③井戸水を汲み上げるための設備があること
④井戸枠などがあり安全であること
⑤洗濯、トイレ洗浄などの生活用水として使用できる水質であること
⑥井戸の所在地などの公表に同意していただけること

いざ、災害が起こったら…

●周囲の安全を確認し、協力できる範囲内で、自主的に近隣被災者の皆さんに井戸水を提供してください（**まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、家財などの状況を確認してください**）。
●提供の際は、公平にご提供いただくようお願いします。
●地震などで水質が変動している可能性がありますので、井戸水はトイレや洗濯用水などの生活用水としてご提供ください。

ご登録の際には、ご理解とご協力をお願いします

①助け合いの精神に基づくものですので、市からの助成金はありません。
②生活用水としての利用を原則としますので、市が水質検査を行うことはありません。
③日常より井戸の定期的な点検・清掃にご協力ください。
④新しく災害時協力井戸に協力いただける人、または登録内容に変更が生じた場合は、防災危機管理課までご連絡ください。



井戸を利用される皆さま

井戸水の提供は善意によるものですので、提供者が絶対的な義務を負うものではありません。
提供を受ける場合は、以下の事項についてご了承願います。

①井戸水の提供は、震災など大規模災害時のみです。工事などによる一時的な断水時は利用できません。
②井戸の破損や停電によりポンプが使用できない場合など、井戸水の供給を受けることができない場合もあります。
③飲料用ではなく、トイレや洗濯用水などの生活用水としてご利用ください。
④特定の利用者に多量に提供することはできません。
⑤井戸水を運ぶ容器は、利用者側でご用意ください。
⑥井戸水の提供により、提供者の故意でなく、利用者の身体や所有物に被害が生じた場合、提供者にその責任を問うことはできません。

